

農地の売買・貸し借り・転用に関するQ&A

農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、**農業委員会の許可を受けなければなりません。**自分の農地だからといって**許可を受けずに売買、転用することはできません**のでご注意ください。ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

Q1 農地を売りたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A1 耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、**農地法第3条による許可申請**が必要です。

このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、本庁または各地域局農業委員会担当で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。



Q2 農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A2 農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、**合意解約書の届出**が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、本庁または各地域局農業委員会担当で届出させていただきます。なお解約できる条件は、**お互いの合意が必要**です。



Q3 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A3 それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は本庁または各地域局農業委員会担当で申請していただきます。

なお、申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。詳しくは本庁または各地域局農業委員会担当へご確認ください。



Q4 許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A4 無断転用すると厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。

許可申請の締切日

※各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は原則、下記のとおりとなります。締切日まで提出のあった申請は翌月総会（毎月15日頃）に上程されます。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地法第3条に規定する農地の権利移動（売買、贈与、貸借など）	毎月25日	総会終了後1週間以内
農地法第4条及び5条に規定する農地の転用		総会終了後の月末
農地経営基盤強化促進法に規定する農地の権利移動（利用権設定、県公社売買）	毎月20日	告示日（総会終了の翌日頃）後、1週間以内



農業者年金に加入して 老後に備えましょう!!



加入要件は

- ①年齢要件……60歳未満
- ②国民年金の要件……国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件……年間60日以上農業に従事



※上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

Point 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

Point 2

税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

Point 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払できます。

※お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1カ月 600円
- 申込 各地域局産業建設課又は農業委員会事務局まで!!

全国農業新聞を読んでもみませんか?

**農家の経営とくらしに役立つ情報
(週刊新聞)をお届けします。**

まとめて読める! 週刊紙
分かりやすい農業・農政の解説
知りたい経営・流通の最新情報が満載
くらしと地域に活力を

編集後記

参議院選挙が終わり、自民、公明の与党が圧勝する結果となりました。

秋田県では、中泉松司氏が初当選となりました。これからの秋田県の為に頑張ってくださいと思っています。

そんな最中、政府はマレーシアでTPP交渉合合に初参加しました。農業はもちろん、医療や保険など、国民にとって大事なことが協議されております。どのような結果となるか非常に気になります。

この『農業委員会だより』が発行されている頃には、また新たな局面を迎えていると思います。このTPP交渉の結果が、私たちにあって、良いものであることを祈るばかりです。

情報策定委員

大雄地区 岡根 弘幸